

11. 実施可能な具体的内容①

問10. 「住民の健康の保持及び増進、並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件は何でしょうか。思うところを自由にお書き下さい。

	職業(団体)	年齢(歳代)	問10
2	医師	50	公衆衛生学、衛生学、環境医学や内科学、小児科学とりわけ感染症学に一定水準以上精通していることが必要である。1~2年臨床従事して診断治療の最前線の経験を有していることが望ましい。
3	医師	50	実地医療経験のある医師であり(義務化された臨床研修は最低限必要である。)、その上で衛生活動の研修、行政管理能力の涵養
4	教員	40	現在の資格制度から考えれば、医師、看護師、保健師の一定以上の現場経験を持つ者。その他にも、組織形態を変えることによって、薬剤師、獣医師、保健師、社会福祉士等が考えられる。しかし、いずれの場合も(医師含む)、今後の保健所が求められている役割を的確に遂行するためには、高度な瞬時の判断力を必要としており、その専門性をもっとも発揮できると考えられる現場経験を持っていることが必要となる。
5	医師	60	住民個々の問題よりも、地域の社会環境が住民全体の健康に与える状況を検討、判断できる事。さらにその問題解決のため問題提起、関係各方面との検討が出来ること
7	保健所職員		リーダーシップが求められる。リーダーシップの重要な要件は、判断に責任を持つことである。感染症事例などの場合、迅速な判断が要求され、数時間の判断の遅れが致命的な結果を招く。健康危機管理において、誰が責任を負うことができるのかを考えれば、医師であることが好ましいのは自明。病院での手術失敗の責任を、事務長が負うことはできない。迅速な判断を求められる乳幼児虐待問題に関連して、同じ地方分権委員会で、児童相談所長を専門職にするべきという議論がなされていたことを考え合わせると、保健所長の医師資格要件を云々するのは滑稽である。
8	保健所職	60	「何も起らない。成果が現れない。」のが普通。結果を求めすぎではないか。単年度主義では語れない。
9	自営業	50	保健所長は健康に関して、十分な専門知識を持った人であることが必要
10	医師	50	高度の医学的知識(臨床経験をつみ、かつ公衆衛生の実務経験が必要)行政感覚。組織の管理能力。
11	公務員	40	保健所長が医師であるかどうかについて、本庁にいた時は「別に医師でなくてもよいのではないか」と思っていたが、現場に出てみると、危機事例の対応を中心にやはり長としての医師の判断が必要となる気がしている。 全国知事会の意見もよく理解できるが、机上の議論と現場の乖離は、その辺にあるのではないか。 要は専門職としてのプロ意識と、行政マンとしての資質をきちんともたせるべき。 検討会の議論をみていると、「(専門職と行政マンの)両方の資質を満たすのは困難」というような議論があったが、それは医師の甘え・怠慢だと思う。「所長はいいけど本課の課長はいやだ」では通じない。 行政は組織力をいかにうまく活用して「総力戦」ができるかが勝負だと思う。それがうまくいけば思う以上の成果が上がり、住民からも評価されることは、いくつかの事例が証明している。 それを可能にしていくためには、専門職としてのプロ意識に立脚しつつ、いざとなったときにどれだけ「無理」を聞いてくれる体制が作れるか、ということだろう。 そのとき問われるのは、その人の人間力に立脚した行政マンとしての資質ではなからうか。 そのためにも、行政側も医師であっても行政マンとして通用するような人材の育成をやるべきだ。 「いきあたりばったり」的な人材採用をする限りいい人がこない。 「足らなければ国(厚生労働省)から人をもらえばいい」という考えもあるかもしれないが、それは本質的な問題解決にはならない。何年かで帰ってしまう人が、本当に地域の問題に体を張って取り組んでもらえるのか。地元の間人は逃げるできない。 (付言するが、これは人事交流を否定しているのではありませんので、念のため)。 最初から両方の資質を満たす人などいないのだからこそ、採用する側も、腰を据えた人材育成の体制づくりにきちんととりくむべきだと思う。

12	労働組合		<p>公衆衛生の第一線機関である保健所は、医学・公衆衛生学を中心とする広範な諸科学を基盤とする技術専門機関であり、各保健医療専門職等のチーム・ワークによって、その機能を最大限に発揮することができる。地域保健法(保健所法)が医師を当該チームの中核に位置づけ、その長としているのは、医師がその修得する専門科学領域において最も高い包括性を有している者だからであり、かつ、チーム構成員である各職種役割を客観的に評価し総合化することのできる中核的存在に対して最も近い位置にいる職種であるからに他ならない。</p> <p>しかし、単なる医師資格保持者であればいいのではなく、保健所長にはまず、『公衆衛生医』としての任務と役割が課せられている。公衆衛生医とは、住民の暮らしの場に足を運び、暮らしと健康を社会医学的観点から研究・解明する医師であるとともに、公衆衛生活動(=基本的人権である生存権・健康権・環境権の保障活動)に挺身する実践者・教育者・組織者としての医師である。同時に、保健所長は行政機関の長として、組織の管理運営責任、行政処分等の権力行使、対人保健事業に係る健康診断等の医業の包括的責任、管内の公衆衛生事情の把握と総合的計画的対策の確立、その他関係諸機関・団体との連絡調整及び指導・助言・援助など多分野にわたって最終的な責任を担う者である。</p> <p>こうした資格要件を満たす保健所長を養成・確保するには、国立保健医療科学院や指定保健所で公衆衛生及び保健所業務について実践的な研修を積むことを必須とすること、生涯教育として計画的・組織的な研修制度を確立すること、また、根本的には医学教育自体の改革、すなわちプライマリ・ヘルス・ケア重視の教育、社会医学や予防医学的観点の形成に向けた社会科学面重視のカリキュラム編成などの改革への取組、そして給与や人事上の処遇改善、すなわち各種手当や格付・昇格基準の抜本的改善、更に住民参画の保健所運営システムや第三者評価制度等の導入が不可欠である。</p>
13	公務員	50	(1)人の疾病構造を正確に理解し、その予防には何が必要かを知り抜き、未病の人にも的確に説明できること。(2)どのような環境や外的要因で、人は健康を害するのかを理解し、そのような危機が切迫する時には、迅速に対応方針の決定・指示ができること。(3)医療機関の監視ができること。
14	医師	30	専門的な知識、技術的経験、知識や経験にもとづいた冷静で的確な判断能力。他機関との調整、交渉能力組織管理能力。
15	医師	50	保健所の機能は健康に関わる専門分野として複雑且つ多岐多方面にわたり、その長たる者の資質は専門的技術的知識と豊富な経験に基づいた深い洞察力和道義的責任能力を兼ね備えたものでなければならない。したがって資格要件としては、臨床経験も併せ持つ医師であるべきと考える。
16	医師	50	問2で挙げられた資格に加えて地域住民の健康を守るんだという熱い情熱のある者。
17	労働組合		多くの専門職種がチームワークで公衆衛生行政を行っているのが保健所であり、そのチームリーダーとして医師である所長が担うことが望ましい。現在の医師資格要件を見直す必要はないと考える。
19	保健所職員	40	保健医療科学院の研修や大学の公衆衛生学教室での研究・教育も確かに重要ですが、現場での経験(一定期間の保健所実務経験)が不可欠と思います。特に健康危機管理対応は机上ではなく、経験して身に付けるものです。このためには現場での保健所医師養成プログラムのようなものがが必要です。
23		60	資格要件で一番大切な事は、医師免許ではなく、公衆衛生に深く探求する意欲であり、やる気のない者は、たとえ医師免許があっても採用するべきではない。
24	無職	60	保健所の分野だけでなく、医療機関をきちんと指導できる人材であることが必要。臨床医学にも長けていて、医療機関の医師も指導できる優秀な医師が望ましい。
25	医師		健康危機管理にあたって、先頭に立って、職員を指導できる医師
28			医学を基礎から学んできている医師以外では、保健所長は無理だと思う。
29	教員	60	公衆衛生の学問的知識、保健所勤務と行政管理職の経験を持ち、社会のニーズに見通しを持って迅速に対応できるリーダーシップを発揮できる人材。
30	会社員	50	保健所長に医師資格は必須である。
31	公務員	50	健康危機発生時に、緊急かつ瞬時に的確な判断及び意思決定ができる必要な専門的知識を有する医師資格保有者で、かつ、公衆衛生の実務経験を有するか、教育を受けた者であること、保健所の他職種を統括指揮し、かつ医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体との良好な協力関係を構築するためには、医師が必要である。
32	保健委員	70	健康危機発生時に、緊急かつ瞬時に的確な判断及び意思決定ができる必要な専門的知識を有する医師資格保有者で、かつ、公衆衛生の実務経験を有するか、教育を受けた者であること。
33	公務員	60	健康並びに疾病に対し十分な知識を有し、的確に診断(判断)できる。保健所内のさまざまな職種をまとめる能力がある。
34	公務員	40	まず第一に、行政組織の長としての判断力だと思います。
35	医師	60	健康危機管理時、そのために必要な医学知識を有していること。地域医療関係者や保健衛生関係者との医学的・専門的調整や協力を行う必要がある。住民に適切な保健サービスを企画・提供するには、その判断を的確に行う必要がある。特に難病患者にたいしては所長が医学知識に精通していなくてはならない。広範囲にわたる保健衛生部門全体の専門職種を統括指導するのに、医師法を頂点とした関係各資格法間の関係の観点及び総合的医学知識を有しているべきである。
36	管理栄養	60	医師であり組織の統括指導力のある方
37	健康づくり協議会	40	幅広い業務・判断力が要求されるのでぜひ現行通りでお願いしたいと思います。

38	医師	50	数多くの業務があるため、特に医学知識であるが、全体をみれる人物である事。又、他機関との調整能力が
39	公務員	60	問2の3つの要件を有することだと思う
40	公務員	50	健康危機管理における即座の判断、結核等感染症発生時の対応は、事例の軽重の判断からスタートするが、初期対応ですべてが決まってしまう程、専門性と経験が重要である。最も高い水準を求めるのであれば、専門性で医師以外の職種はありえない。 また、時代に合った健康増進の施策等も、専門的な知識を含め医師会等関係団体との連携など、発言力等を考えても医師が最も望ましい。 組織の長としての資質を問うのであれば、研修の充実を図り、行政内部の問題も大きいが、行政マンとして育てる組織にし、年齢等による登用ではなく、相応しい人材を登用すればよい。 所謂、資格要件は基本的に問2でよいと思う。
42	医師	60	1) 住民に信頼されること。 医師であることは、他の者より、この要件を満たすと思われる。 2) 地域の医療関係者や保健衛生関係者と協力して仕事をすることができる。 医師であることは、他の者より、この要件を満たすと思われる。 3) 健康危機管理の能力を十分に備えていること。 医師であることは、他の者より、この要件を満たしやすいと思われる。 4) 保健師の相談相手、スーパーパイザーとなりうること。 医師であることは、この要件を満たしやすいと思われる。
45	医師	50	地域の保健活動の洞察力、指導力ではないでしょうか。医師会、医療機関、大学病院、水産、農林業、鉱工業、教育機関、その他への公衆衛生的、疫学的、医学的見地からの指導力ではないでしょうか。その為にもその企業、産業、医療、教育機関との対立しなければならない時もあると思います。その為にも医師の資格が必要だと思います。内部(組織全体を統括指導)のまとめは助言者がいた方がよい。まとめ役の医師以外の保健所長がいてそれを補助する医師がいればよいとか、兼任が多いから、医師少ないからとの理由で医師以外人が保健所長になればよいというのはというのは本末転倒でないでしょうか。 現実には公衆衛生的保健関係の判断をしなければならない公の立場の人の明らかに誤った判断がまかり通っているという現実を厚生労働省は知っておられるのか。(Ex: 冬場の食中毒(たぶんノロウイルス: airborneかfoodborneか否定できない段階)の学校での集団発生が教育委員会に届けられた事により事後処理の簡単なインフルエンザ様疾患で処理されてしまっている毎年の沢山の事例や、ノロウイルスが発生していても水産業者まで指導しきれていないのを。)
46	医師	30	健康増進に関する知識・感染症テロなどに対する知識を所有し、対外的に対応(住民説明)ができること
47	保健師	20	① 大学院修士課程以上または国立保健医療科学院の所長養成課程修了 ② 大学院修士課程の専門領域は「公衆衛生」「地域看護」であること ③ 10～20年以上の保健師等の現場経験があること 経験、資格、能力によっては保健師も所長になりうる要件がよいのではないかと。
48	医師	50	人の命と健康を守るために、医師としてのプロフェッショナルな知識・経験と医師としての見識・良識に基づき、行政マンとしての最良の判断が下せることが保健所長の要件であると考えます。
49	公務員	50	・公衆衛生を専門とする医師又は同等以上の能力があると認められる他の公衆衛生専門職 (例えば、歯科医師や保健師・栄養士等が大学院で公衆衛生学や看護を履修している等)
51	公務員	40	肝心の論点はただひとつ、「安全の確保」である。「住民の健康の保持及び増進」だけなら、医師でなくても、専門家はいる。その点が区別されていないことこそが、議論を混迷させている要因と思う。
52	公務員	30	保健・医療・福祉の連携を図るうえで、各分野に幅広く精通し、組織運営能力に長けた人物公衆衛生分野における実績が10年以上ある者 保健医療科学院等の専門機関における研修および考査を受け、合格した者
53	無職	50	地域の健康問題を分析し、公衆衛生施策を推進する能力
54	医師	40	医師資格に加え、公衆衛生の専門家としての深い知識と判断能力が必要。従来は医師確保に精一杯で、公衆衛生の専門家としての育成が十分でなかったのではないかと。
55	薬剤師	50	「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」全般について専門的知識に習熟した職種は、医師
56	教員		医学(公衆衛生学)的判断を第一とし、団体・組織などの圧力を排すること、医学は当事者の非をあげつらうことを目的とせず、住民(利用者)の健康保持こそ目的とする。行政は時に社会的影響とか、反響(場合によっては特定団体の擁護)などを気にした判断をする可能性がある。
58	学生	40	まず第一に、住民の健康と安全のために何をすべきかを、住民の側に立って、総合的な地域アセスメントする能力を持っていること、次に、すべき何かを行政として推進するだけでなく、住民の参画を促し、住民にエンパワメントすることができる能力と柔軟性を持っていることが必要だと思う。
59	公務員	50	保健医療全般にわたって総合的・専門的知識に習熟した職種(医師)であって、かつ、健康危機時の対応能力、組織の統括能力を有する人物

60	教員		貴検討会による資格要件の考え方は、医師資格者を前提とした場合妥当と考える。問題は、「緊急時の的確な判断及び意思決定」や「保健所として役割を果たすべき適切な役割の企画・指導」ができる「専門的知識」及び「公衆衛生の実務経験」あるいは「教育」として具体的に求められる内容である。それが明確になれば、医師でない場合、その内容を満たすために何が必要になるかが、具体的に検討できるのではないかと。そのプロセスを欠いた検討は、「住民の健康や安全確保」につながらないおそれ大きいと考える。現行の要件についても、この視点からの再検討が必要である。
63	主婦		よく分かりませんが、医療と保健のプロであるお医者さんがよいと思います。
64	団体職員	40	住民の健康を促進できる総合的な知識と専門性が重要であると思う
65	保健所職員		専門的な考えを基礎に行政全般を考えられる人材が必要と思う事からしっかりした行政的トレーニングが求められる。
66	教員		保健所長は、①地域における保健医療の企画立案、調整、実施のための最高責任者、②地域住民の健康危機管理の予防、発生時対応の責任者、③地域保健医療計画を立案、調整、実施する責任者、④地域住民が適切な医療を受けられるように体制づくり、調整、指導監督する責任者、⑤地域住民の健康阻害要因を疫学的に解明し必要な予防対策やその除去のための施策を講ずる責任者、⑥医師会、歯科医師会、薬剤師会など地域の専門団体と協調しながら地域の住民の保健医療の向上に努めるための責任者、⑦保健所や市町村などに勤務する保健師、栄養士など保健医療関係職種を指導監督し地域保健活動を行わせる責任者であり、また、来年度からは卒後臨床研修のプライマリ・ケア実習における指導責任者としての役割も期待される。以上より、「住民の健康の保持及び増進、並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件は「公衆衛生の専門的な訓練を受けた医師(公衆衛生の専門医)」でなければならない。
67	教員		人の健康に関する深い知識が必要なので、医師にせよ、私が主張する保健師にせよ、臨床や教育の世界で経験を積んだ方を広く中途採用すべきです。他の職種の経験を蓄積したスタッフと連携することによって力量を発揮できるのではないのでしょうか？自治体の一部で小中学校の学校長を社会人から採用しているように、保健所長も現任教育を併用しつつ、外部から人材を取り入れるべきである、と考えます。
68	公務員		保健医療福祉(特に保健と医療)に関する豊富な知識と実務経験があること。
69	保健師	30	問2での要件を満たす所長であることが一番だが、地域住民を育てる意識を持ち、公衆衛生学を深く学び危機管理能力のある、そして困難事例を相談できる所長。 医師であることは一番よいが、難しい場合は、それ相当の上記を踏まえた技術能力があることが大切と考える。
70	教員		マネジメント能力、コーディネート能力がまず第一と考える。
71	教員		盛りこむべき内容として、公衆衛生の専門職であること、住民の健康と生活の実態を把握できる人材であること、公衆衛生領域における経験年数が10年以上であること(諸地域の特性が一通り分かり、住民や関係機関とコンタクトをとる経験を一定以上踏むようになるには10年は必要)、が必要と考える。
72	保健師	40	感染症等の健康危機管理や医療・福祉・保健業務への指導力、決断力、行政管理能力
73	公務員	30	実践できる公衆衛生を勉強してくること。所長になるまえに研修をうけてくること。「公衆衛生の実務経験」といっても、自治体によっては十分なOJTができないところもあるので、国での研修は(できれば保健所でスタッフとして勤務しているときに)義務付けたほうが良いと思います。責任の重いようなレベルであれば不合格とすることも必要なのではないのでしょうか。何年も所長をやっているのに、「私の専門は外科です。」などと自己紹介をする変な所長が多いのはなぜなのでしょう？
74	公務員	50	1)専門的知識 2)管理能力 3)判断・決断力
75	公務員	40	これまでは、公衆衛生の素養のある医師の不足から臨床医が直ちに保健所長になったり、県立病院とのローテーションで医師が派遣されるなど、必ずしも十分でない対応も行われてきた(近年医師不足は少しずつ是正されてきている)。保健所長の資格としては、医師であることだけではなく国立保健医療科学院の履修などを必須とするなど厳密にすべきである。そうした履修修了者の中から保健所長が選抜される仕組みが必要である。
76	教員	30	医療および公衆衛生とその関連領域について、十分な見識と経験を有する専門職として、医師および保健師(公衆衛生分野における実務経験および研修を必須とする)。 なお、保健師については、情報処理や研究の能力を保証するために、大学院レベルの教育を必須とすることも考えられる。
77	教員	50	・公衆衛生を学び、実務経験のあること ・「人物」として、信頼が置けること
78	医師	50	現行の条件が最低で、もっと研鑽の実を運用面に生かす必要がある。
80			公衆衛生の専門的知識経験を有する医療職であり、保健所員への確かな指示を出せる資質を有すること

81	教員	40	保健所は広域的な視点を持って、住民の健康の保持増進の支援を行ってきた。保健所の役割は住民への直接的なサービス提供から、サービスを提供するスタッフの人材育成や支援、および健康な生活のための社会環境の整備などに移行してきた。保健所長はその活動のビジョンを提示するリーダーであり、組織の管理者である。保健活動のリーダーであるためには、その分野の十分な専門性を備えていることが必要である。 地方分権が推進されるからこそ、地方(ある区域)での保健活動の拠点となる保健所には、見識のある医師である保健所長が必要とされていると考える。 保健所長の資格要件よりも、公衆衛生医の育成こそが、もっとも緊要な課題と考える。
82	保健師	40	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生を理解し、実践できる ・組織運営能力(行政の企画、管理能力) ・住民満足度を高めるという意識がある ・住民の声、職員の声を聞く
83	医師	40	<ol style="list-style-type: none"> ①医師であり、かつ、公衆衛生の知識の有する者であること。 ②一定の公衆衛生の経験を有する者であること。 ③出来れば、一定の臨床経験を有する者であること。これは、医療は保健と深く関係しており、その現状と実態を知ることは、公衆衛生の施策を遂行する上で重要であるからである。 <p>以上の①②③を全て満たすことが資格要件と考える。</p>
84	団体職員	50	公衆衛生のわかる医師がベスト、それ以外でも公衆衛生のわかる医療職種資格者に限る。
85	看護協会		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の条件を全て満たすとともに公衆衛生を学んでいること ・臨床や危機管理の経験があり本庁の行政経験があること ・保健・医療・福祉等の幅広い知識を持ち公衆衛生的な判断が出来ること ・健康危機管理に対して迅速・適格に行政判断ができる能力があること
87	食品衛生協会		危機発生時に組織の長として医学的公衆衛生学的知識に基づき的確な判断を下せる者 地域性を把握した上での保健所の活動について企画、指導できる者
89	教員	30	<ol style="list-style-type: none"> ①医師資格保有者であること 衛生状態を悪化させる病原(物質や菌、ウイルスなど)のそれぞれが人体の健康をどのように、どの程度損ねるものなのか、またその汚染の拡大防止対策や予防法について医師は幅広い知識と長期に亘る経験を有している。 ②保健所組織について教育を受けかつ組織内での実務経験を有する者 保健所の役割は医療的に安全な国民生活の確保である。警察庁の役割は防犯による安全な国民生活の確保であり、消防庁は防災によって国民生活の安全性を確保することを役割としている。これら三者に共通する業務は日頃の予防と緊急時の迅速な被害拡散阻止である。そのために警察や消防は6ヶ月から10ヶ月間専門教育を受け、さらに長期に亘る現場での業務によって専門職員を育成する。保健所もその業務の特異性・専門性を鑑みて保健所専門職員を育成する必要があると考える。 ③他部局との調整能力を有する者 組織管理能力は所内の長として言うまでもないことであるが、保健所は衛生被害拡散阻止のために常日頃より地域の関係者や他部局との協体制の構築・維持に努めることで緊急時に備え、また緊急時には他地域との業務連携によって被害拡大を阻止することが肝要である。そのためには他部局との調整能力は必須条件である。
90	看護協会		関係職種の学歴は最低限大学院修士課程以上または同等と認められるもの 同等の要件の明確化が必要である。(研究等実績) 保健師であれば大学院修士課程として、公衆衛生、疫学、地域看護等 10年または20年以上の現場経験を持つもの
91	管理栄養	50	医者であるだけでなく住民の健康増進に意欲をもてることが大切である。
92	保健師	40	健康危機管理や感染症、新たな健康問題への対応について公衆衛生上専門職としての判断能力があり、住民の目線に立ったリーダーシップを発揮できる人材であれば医師以外の職種であってもよい。
93	公務員	50	保健所長の資格要件を拡大し、公衆衛生的知見に精通した専門保健医療職が所長になれるような法整備が必要。 ① 大学院修士課程以上または国立保健医療科学院の所長養成課程卒 ② 修士課程の専門領域は「公衆衛生」「地域看護」であること
95	精神保健福祉士	30	事務職が決定するには困難。医師等がなるべき
96	障害者家族会		経験豊富な医師。組織の長として適切な判断を意思決定ができること
97	医師	70	非常に広汎な医学知識と勉強する意欲が大切
98	保健師	50	それぞれの職種の専門性を理解し、柔軟に対応できるリーダー
99	教員		公衆衛生学的視点で地域の健康(身体的、精神的、社会的)をとらえることができる。地域の組織(医師会等)と連携ができる。
100	保健所職		公衆衛生の修士取得者。10年または20年以上の保健所等の公衆衛生の現場経験を有すること
102	公務員	30	保健所長の資格 (1) 緊急性を判断する能力 (2) 各種団体調整能力

103	自営業	70	健康に関する深い知識を持ち、住民の健康や安全を第一に考える優しい心の持ち主であってほしいと願います。 問11. 健康に関する政策は、医療や保健に知識の豊富な医師に決定していただくのが、やはり住民にとって一番安心できると思います。
104	保健師	50	「いのち」と「人権」に対する絶対的なセンスと考えます。
105			公衆衛生を学んだ人、緊急時に判断できる人
106	医師	30	公衆衛生の増進のための確な医学的判断を下すこと
107	医師	30	資格は医療に精通した経験者がよいと考えます
108	医師	70	医師であると共に公衆衛生の知識と経験のある者
109	医師	50	医師であり公衆衛生をよく知っており、リーダーシップのとれる人。
110	自営業	60	今よりもっと資格要件を強化すべきです。 健康危機管理時に責任を持って判断を下すためには、最低限2-3年以上の臨床経験も必要です。
111	公務員	50	医師として一定期間の研修が必要
112	公務員	30	健康安全、保健、公衆衛生など幅広い知識を持ち、対応する力、実践する力を持っている人。SARSや結核、新しい病気が多く発生している。そういうときに地域のリーダーになって指示、指導してくれる人。住民のことを心から考えている人。リーダー性のある人。地域や学校などに協力してくれる人。
113	医師	20	最低限5-6年の臨床経験が必要と思われる
114	会社員	30	安心して地域の問題を任せられる、能力の高い医師がよい。
115	会社員	50	保健所は、健康に関する専門家集団であるべきであり、その組織の統合には生命を最優先できる発想と決断力が不可欠である。医師がふさわしいと思う。保健所長には、医療関連団体との調整における専門的な医学知識は不可欠である。また、行政判断の決定権は同じ人物である必要がある。人命を守るためには、迅速な判断が要求されることが多く、医学的知識を有する者と行政の権限者は同一でなければならない。
116	世話人会	70	住民が好きであり住民の健全性を願い、判断と実行力がある人。判断する事については医師以上の職種はない。
120			公衆衛生的視点に立ち、行政施策・評価ができる。
122			各分野の業務が総合的に考えられること
125	主婦	50	医学、公衆衛生学、福祉などの専門性と幅広い知識を有する
126		60	基本的に医学的資格が必要であると思う。健康維持相談を医師以外に誰に相談するのか。